

日本赤十字社臨床検査技師会

会 則

< 第1章 総 則 >

第1条 この会は、日本赤十字社臨床検査技師会と称し、その事務所を会長の依託する施設の検査部内に置く。

第2条 この会は、会員の学術・技能の研鑽、相互の福祉並びに親睦を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 学会・研修会等の開催
- (2) 臨床衛生検査並びに臨床検査技師・衛生検査技師に関する調査研究
- (3) 会誌の発行
- (4) 会員の福利厚生に関すること
- (5) その他、この会の目的達成のための必要事項

< 第2章 会 員 >

第4条 この会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

正会員は、全国の赤十字病・産院等の診療施設に勤務し、臨床検査技師・衛生検査技師並びにこれと同等以上の資格を有するもので、規定の入会手続きを完了した者とする。

2. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、会長の承認を得た者とする。

第5条 この会には前条の会員のほかに特別会員を置くことが出来る。

特別会員は、理事会の推薦に基づき総会で承認を得た者とする。

第6条 この会に入会しようとする者は、入会申込書に所定の事項を記入し、総会において定めた年会費を添えて会長に提出するものとする。

第7条 この会を退会しようとする者は、その旨を会長に届け出なければならない。

2. 本会の解散・会員が死亡又は退職した時は退会したものとする。

< 第3章 役員及び顧問 >

第8条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、事務局長1名、常務理事若干名（会計2名を含む）、地区理事14名、監事2名。

第9条 この会の役員は別に定める規定に基づき総会において選任する。

2. 役員の任期は2年とし再任を妨げない。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることは出来ない。

第10条 この会に理事会の推薦により顧問を置くことが出来る。

第11条 会長は、この会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は予め会長の定める順位により、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し会長の命をうけ会務を執行する。
4. 監事は、毎年度一回以上、会計及び業務監査を行い総会に報告する。

< 第4章 会 議 >

第12条 この会の会議の種類は、総会・臨時総会・理事会並びに常務理事会とする。

第13条 会議の構成は、総会は正会員、理事会は常務理事及び地区理事とする。

第14条 会議の機能として、総会はこの会則に別に定めるもののほかに事業計画とその予算事業報告とその決算の承認・その他この会の運営に関して重要な事項を議決する。

2. 理事会は総会に付議すべき事項・総会議決事項の執行に関する事・会長の付議した事項・その他総会議決を要しない事項を議決する。
 3. その他総会議決を要しない事項を議決する。
- 第15条 会議の開催については、総会は毎年度1回その年度終了後に、臨時総会は理事会が必要と認めたとき或いは正会員の3分の1以上の要請があったとき、理事会は毎年度1回以上会長が必要と認めた時として、その招集は会長が行う。
- 第16条 会議の議長については、総会の議長団は出席正会員から選任し、理事会の議長は会長がこれにあたる。
- 第17条 会議の成立は、総会では委任状を含めた正会員の2分の1以上の出席を、理事会では理事の3分の2以上の出席をその要件とする。
2. 会議の議事は、出席者の2分の1以上の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

< 第5章 資産及び会計 >

- 第18条 この会の資産は会費・寄付金・その他の収入とし、経費は資産をもってこれに充てる。
- 第19条 この会の会費は、当該年度開始前に定められた年額を納入するものとする。
2. 納入された会費は返還しないものとする。
 3. 資産に不足を生じたときは、会員から臨時徴収金として理事会の議決を経てこれを徴収することが出来る。
- 第20条 この会の事業・会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

< 第6章 その他会則の変更・施行等 >

- 第21条 この会則に定めていない事項が発生した時は、理事会の議決を経て処理し、総会の承認を得るものとする。
- 第22条 この会則は、総会の議決を経なければ変更することが出来ない。
- 第23条 この会則は平成4年9月4日より実施する。

附 則

1. 会則第6条並びに第19条による会費は、1会員につき年額2,000円とする。
2. 本会に会員として永年在籍し、会の発展に功績のあった会員を表彰することが出来る。
(在籍年数、入会歴等を考慮して)

付 (昭和52年12月1日一部改正)

付 (平成4年9月24日一部改正)

付 (平成6年10月20日一部改正)

付 (平成14年10月17日一部改正)

付 (平成16年7月9日一部改正)